

【参考和訳】 Insurance Accounting Newsletter 第 17 号

2010 年 8 月

新会計基準の時代のスタート

背景

2010 年 6 月 30 日（金）、国際会計基準理事会（IASB）は、「国際財務会計報告基準第 4 号 保険会計」（IFRS4）を根本的に改定する公開草案（ED）を発表しました。これは、保険契約に関する会計の改善に向けたプロジェクトにおける重要な節目となる出来事です。ED は、まったく新しい保険会計基準の開発に向けた最新のステップであり、この開発によって、IASB による「保険契約プロジェクト」のフェーズ II（IFRS4 フェーズ II）が完了する事になります。ED に対する意見募集は、2010 年 11 月 30 日に締め切られ、最終的な会計基準は 2011 年 6 月に発表されることになっています。施行日は今のところ未定ですが、2013 年 1 月 1 日とされている投資に関する新会計基準（IFRS9「金融商品」）の強制適用期限に合わせる事が提案されています。受領したコメントに基づいて、IASB は両基準の施行日の調整を検討することになっています。

IASB が、この ED で目標としているのは、IASB の「保険契約プロジェクト」の最初のフェーズ（IFRS4 フェーズ I）の成果である現行の IFRS4「保険契約」（2004 年発表）の規定に基づいて、その使用が認められている現行の実務に見られる不整合性及び弱点を根絶することです。

現行の IFRS4 は、暫定的な基準であり、この基準は多年にわたり断片的な方法で開発されてきた IFRS 以外の既存の会計慣行を、保険者が自社の保険契約に対して適用し続けることを容認しています。IASB は今回の ED によって、現時点での測定及び透明性という原則に基づいた、包括的で投資家の目線に焦点をあてた、更には IFRS のフレームワークとの一貫性を備えた新しい基準を提供することをめざしています。

保険契約の会計に係る IFRS の公開への取り組みは、1997 年から進められており、今回の IFRS4 フェーズ II の ED によって、漸く、生保及び損保双方の全ての保険契約並びに再保険契約に適用される(単一の)基準が提案されることとなります。2008 年 10 月に財務会計基準審議会（FASB）がこのプロジェクトに参加して以来、IFRS4 フェーズ II の策定は、急速に、重要なコンバージェンス・プロジェクトへと進化していきました。FASB は、IASB の作成した ED を数週間以内にディスカッション・ペーパーとして発表し、米国の一般に認められた会計原則（US GAAP）を新たな IFRS モデルに合わせて収斂させていくことについて、米国内の保険会社（US reporting entities）及び当該財務情報の利用者からの意見を求めることになっています。

ED は、保険負債について、現在価値に割引された確率加重による最善の見積りキャッシュ・フローに基づく、透明性の高いビルディング・ブロック会計モデルを用いて測定する

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 1

ことを求めています。将来キャッシュ・フローに関する最善の見積りを報告するために、市場整合的なインプットを用いて、現時点での価値をベースとして保険負債を記録すべきであるという提案は、現行の保険会計を大きく変更するものであり、結果的に、IFRS4 フェーズⅡの開発は、賛否の分かれるものになりました。最善の見積りに不可避免的に内在するボラティリティーをどのように会計処理するかは、依然として議論の的となっており、この点について IASB と FASB の間で合意が得られなかったため、ED では二つの異なる測定モデルが提案されています。さらに、保険契約の価値を測定する際に、資産と負債について別個の会計基盤が求められることは、一部の国においては特に激しい議論を呼ぶことになるでしょう。

本ニュースレターの読者には、ED の全文を注意深くお読み頂き、そこでの要求事項が、ご自身の業務に与える影響を評価し、ED に示されている質問に回答されることをお勧めします。デロイトのパートナー及びスタッフは、読者による前述の評価及び質問への回答を喜んでご支援いたします。いつもコンタクトされているデロイトの担当者又は本ニュースレターの末尾に付記したパートナーにご遠慮なくお問い合わせください。

測定モデル

ED は、すべての保険契約について、透明性の高い「ビルディング・ブロック」アプローチを用いた測定モデルで、会計処理を行うことを提案しています。3つのビルディング・ブロックについて、以下のセクションで説明します。

ビルディング・ブロック 1 — 将来キャッシュフローの確率加重された見積り

最初のビルディング・ブロックは、「保険契約から生じるキャッシュフローの、現時点でのバイアスのない確率加重された見積り」と定義されています。

この最初のビルディング・ブロックは、測定対象である保険契約に基づく義務を、保険者が履行することにより生じると予想される将来キャッシュ・フロー想定額とされています。このモデルの重要かつ画期的な特徴である「保険契約の境界 (contract boundary)」は、保険者が、一方的に契約者の契約を終了し得るか又は再引受できるようになる時点と定義されています。契約の境界によって定められた期間内に生じるすべてのキャッシュ・フローが、このビルディング・ブロックに含まれるものとされています。

保険契約の当初認識は、契約の署名日若しくは契約の発効日のいずれか早い時点で行われ、当該契約が保険者の負債を示すものではなくなった時点で認識を中止します。

デロイトの見解

この当初認識の原則は、契約債務の日付をもって保険契約の会計プロセスを開始するという点で、他の IFRS と整合するものです。加えて、企業 (entity) が回避できない義務を負った場合に負債を認識するという IFRS の一般原則と整合させるため、ここでは、

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 2

保険者が契約書に署名を行う以前でも、「リスクを負う」形の行為をしていたかどうかを確認するテストも要請しています。たとえば、保険者が「保険金を支払い準備を整える (stand ready)」という法的拘束力を有する片務的で取消不能な約束を行っている場合に、こうした状況が発生します。

こうした基準による保険契約の会計処理は、保険者が、保険契約の認識時点として「リスク開始日 (risk inception date)」を用いているような事例の全てにおいて、従来の会計処理の変更が要求されることとなります。このリスク開始日を用いるアプローチは、特に、対物リスク、災害リスクを引き受ける損害保険会社においては一般的に見受られます。

これらの将来キャッシュフローを見積るプロセスは、公正価値概念に基づくものではありません。むしろこのプロセスには、保険者自身の視点が反映されるべきであり、保険料、費用、給付金、保険金支払い、更には増分新契約費並びに有配当性保険契約に関して保険者が契約者に対して支払うと予想される給付 (契約者配当金) など、保険契約の履行に不可欠な将来キャッシュ・フローの全てが、期待価値、即ち確率加重ベースで含まれるものとされています。

期待現在価値の算定にあたり、観察可能な市場データは、それが期待現在価値の測定のために用いる変数に直接影響する場合には、必ず考慮しなければなりません。例えば、第2のビルディング・ブロックの柱となる割引率を決定する際には、市場金利は必ず考慮されなければなりません。

この「企業固有の」アプローチは、企業による債務の履行に焦点が当てられているため、この手法は「現在履行価値 (current fulfilment value)」アプローチと呼ばれています。

デロイトの見解

確率加重された見積額という場合それは、それぞれに同等の確率加重が与えられた確率論的シナリオを意味する場合もあり、それぞれに、そのシナリオが発生する確率についてのバイアスのない見解に基づく特定の確率が割り当てられた一連の決定論的シナリオという場合もあります。これは、最も発生する可能性の高いシナリオを一つ作成するというのではなく、起こり得る結果の幅を考慮し、更には入手可能なすべての情報を利用しようという発想です。こうした要求は、一般的に、現在の会計モデルでは用いられていないため、迅速な財務情報を作成するには、モデル及びシステムの調整が必要になると思われます。

測定モデルの最初のビルディング・ブロックに見られる非常に重要な特徴は、契約に伴って生じるキャッシュ・フローのなかに、個々の保険契約の販売、引受及び契約開始という活動に直接的に帰属させることが可能で、且つ、増分費用としての新契約費を含めることを求めていることです。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 3

保険契約の販売、引受に伴うその他（個々の契約に直接帰属させることの出来ない、又、増分費用として性格を持たない）全ての新契約費は、契約成立に至らなかった保険契約に係るコストも含め、発生時点で費用化しなければなりません。これは他のすべての IFRS での取扱いと整合しています。

デロイトの見解

第一のビルディング・ブロックにおいて、直接的に当該保険契約に帰属させることが可能な増分費用として新契約費を考慮しなければならないという要件は、保険契約を発行することが、必ずしも当初認識の時点で会計上の損失を生み出すわけではないことを意味しています。これは、新契約費が価格付けの際に考慮される以上、当初の保険契約負債は、通常、受取対価（契約による最初のキャッシュ・インフロー、通常は前払い）よりも低くなるということを理由としています。

新契約費についての限定的な定義及び直接的に帰属させることが可能で且つ増分コストという縛りが新たなモデルで果たす役割を考えると一部の保険者は、費用配分システムの調整が必要になるかもしれません。

ビルディング・ブロック 2 – 貨幣の時間価値を反映する割引率

ED では、保険負債の特性（即ち、通貨、期間及び流動性）に基づいた割引率を用いてキャッシュ・フローを割り引くことを求めています。割引率は、負債の担保となる資産の特性を反映すべきではありません。ただし、契約のキャッシュ・フローの金額・時期若しくは不確実性が、特定の資産の運用パフォーマンスに左右される場合（たとえば有配当性契約など）には、この限りではありません。

割引率は、リスクフリー・レートを、契約のキャッシュフローの非流動性に対して較正した非流動性プレミアムにより調整したものを用いて決定すべきです。たとえば年金保険（payout annuity）では、契約者が、契約から現金を引き出す又は契約を任意に償還することができないため、キャッシュフローの流動性は非常に低くなります。

非流動性プレミアムの決定については、現時点で広く受け入れられている技法はありません。ED には、重要な仮定/見積り（material assumptions）を選択するために用いたプロセスに関する情報開示の要請が盛り込まれており、そこには、割引率及び非流動性プレミアムを選択する手法も含まれています。割引率を選択するためのアプローチは、非保険引当金（non-insurance provision）（IAS37）に係る IFRS で用いられているベース及び金融商品の公正価値測定（IAS39）にて用いられているアプローチに類似しています。

デロイトの見解

既存の会計モデルの多くは、保険負債の割引率決定について、資産ベースのアプローチを利用しています。たとえば一部の国の会計基準では、保険負債の割引率を、保険契約の

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 4

キャッシュ・フローが、その資産の価値に影響されるか否かに拘わらず、保険者がその負債の担保として購入した資産にリンクするよう求めています。

EDで提案されているガイダンスでは、有配当性契約のように、キャッシュ・フローと担保資産の価値に関連性が存在する場合にのみ、資産ベースの割引率を用いるよう求めています。またこのガイダンスは、資産ベースの割引率を決定するために保険者が複製ポートフォリオ手法を用いる可能性を示唆しています。

有配当性契約以外については、EDは実質的に、保険負債の割引率と担保となる資産とを切り離しています。結果として、新会計基準への移行に伴い、保険負債が増大する（及びこれに関連して資本の部（equity）が減少する）、また資産のリターンの一部の要素について収益のボラティリティーが増大する可能性があります。これは、ある法域において同一であると想定されていた負債及び資産の変動が、たとえば、資産の金利のある部分が保険負債の割引率に反映されていない分だけ、相当に異なってくる可能性があるという事実によるものです。

保険者は理論上、資産と負債の通貨・期間・非流動性を完全に一致させることができますが、一致させることのできない一つの要素として、資産評価における信用スプレッドがあります。信用リスクは、保険者が契約上その義務を負っていない限り、負債のキャッシュフローには反映されません。

こうした割引率に係る要請が、保険者にどれだけ影響を与えるかは、各々の企業における過去の実務がどのようなものであったのか、また、その会社の保険契約の期間が特に長いものであるか否かによって変わってくると思われます。また潜在的な収益のボラティリティーの量（amount）も、保険者の資産価値の変動が保険負債の変動とどの程度一致しているかによって変わってくるでしょう。

保険者が、保険価格の設定の際に、負債測定に用いる割引率よりも大きい資産の期待リターンを用いる場合には、保険契約の認識時に損失が発生する可能性もあります。

保険者は、リスク・フリー・レートを決定するためのアプローチと、非流動性プレミアムを決定するための手法を開発する必要があります。また、保険負債の特性に基づいて保険契約の割引を行うためには、システム及びプロセスも再構築する必要があります。さらに、実務が進んでいくなかで、非流動性プレミアムの計算に係る（非流動性プレミアムの決定手法又は技法を定めない）原則ベースのアプローチは、一時的に、財務報告における比較可能性を落としてしまう可能性があります。

ビルディング・ブロック 3 – 不確実性及び将来の利益を反映するマージン

保険契約のキャッシュ・フローのボラティリティーを会計処理する方法について IASB と FASB は合意に至らなかったため、ED では、第三のビルディング・ブロックとなるマージンに関する二つの異なる提案について、フィードバックを求めています。

今回の ED で提示されているモデルは、見積りキャッシュ・フローの不確実性を、ED に記

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 5

載された三つの許容技法の内の一つを用いて計算したリスク調整負債（risk adjustment liability）という形で明示的に測定することを求めるものです。

仮に、保険契約が、第1と2のビルディング・ブロックの期待価値とリスク調整の合計額として測定される場合には認識されていたであろう、会計上の利益は、残余マーヅン負債として捉えられ、結果として初日利益は計上されません。

これに代わるモデルは、FASBによって支持されているもので、このモデルでは、想定される不確実性を明示的に測定することを避け、「複合マーヅン」という形で将来利益と一緒に捕捉し、その後、保険者のリスク・エクスポージャー及び関連する不確実性の解放に基づいて、利益として解放されます。

以下の表で、重要な分野と各々のアプローチでの相違点について要約しています。

| | リスク調整＋残余マーヅン | 複合マーヅン |
|-----------------------------|---|---|
| マーヅンの要素 | <p>二つの要素：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リスク調整負債は、キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう最大の金額を示すよう明示的に計上される。 ●契約時利得（any gain）が存在する場合には、残余マーヅンによって、これを削除する。 | <p>単一の要素：</p> <p>複合マーヅンは、契約時利得を削除し、契約に基づいて転嫁される保険リスクの不確実性を受け入れるために保険者が契約者から徴収する金額を捕捉する。</p> |
| 契約時損失及び契約時の会計上の利益を削除するための較正 | <p>契約時の会計上の利得を削除するために、契約の期待現在価値に対して残余マーヅンを較正する。</p> <p>期待価値（expected value）にはリスク調整負債を含む。</p> <p>会計上の損失は即時認識する。</p> | <p>契約時の会計上の利得を削除するために、契約の期待現在価値に対して複合マーヅンを較正する。</p> <p>期待価値（expected value）には、リスク調整負債を含まない。</p> <p>会計上の損失は即時認識する。</p> |
| 利息の付加 | <p>残余マーヅンには、当初認識の際に決定された、期待価値</p> | <p>複合マーヅンには利息を付加しない。</p> |

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

| | | |
|---------|---|--|
| | <p>の割引に用いる率と同一の利率で利息を付加する。</p> <p>明示的リスク調整には、利息を付加しない。</p> | |
| 利用可能な技法 | <p>リスク調整を測定するためには三つの許容された技法を利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●信頼区間 ●条件付テール期待値 ●資本コスト | 該当なし。 |
| 測定のレベル | <ul style="list-style-type: none"> ●リスク調整は、「リスクが概ね類似しており単一のポートフォリオとして管理されている契約グループ」として定義される契約ポートフォリオの各々についての合計値として決定される。 ●残余マージンは、同一のポートフォリオ内で、契約日と保険期間が類似している契約をまとめた群団レベルで決定される。 | 複合マージンは群団レベルで決定される。 |
| 事後の処理 | <ul style="list-style-type: none"> ●リスク調整は、各報告日毎に再測定される。 ●残余マージンは、収益に対する体系的な解放を除き、その後の会計期間において再測定されることはない。 ●残余マージンは、保険カバー期間を通じて、体系的な方法で収益に対して解放される。 | <ul style="list-style-type: none"> ●複合マージンはその後の会計期間に調整されることはない。 ●複合マージンは以下の公式に基づいて、保険カバー期間及び保険事故処理期間が複合された期間で解放される。 (当期に配分された保険料 + 当期の保険金及び給付金) ÷ (契約保険料の総額 + 保険金及び給付金の総額) |

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

デロイトの見解

明示的リスク調整の導入は、現行の保険契約に関する大半の会計モデルに対する大きな変更となります。既存のモデルのなかにはリスク・マージンを含んでいるものもありますが、保険負債の不確実性を測定する保険数理学的技法の開発は、現在進行中の複雑な実務分野です。

許容されている三つの技法のなかから適切なものを選択する、(リスク調整測定のための)適切な集約レベルを決定し、ポートフォリオに合わせて技法を較正する、これらの作業を実施し更に報告日毎に継続することは、は企業にとって難題となる可能性があります。このような作業内容に変更が加えられる場合、利益認識パターンの変化が生じるかもしれません。

これまで以上に詳細なデータを利用できるようになれば、分散による利益 (diversification benefit) を最大化するような、最適化されたポートフォリオの集積 (the optimal portfolio for aggregation) を定義し、それによって負債及び収益のボラティリティーを同時に抑えるという点で、企業は、競争上の優位性を獲得する可能性があります。保険負債について、ポートフォリオ・レベルで確率分布又は確率論的なモデルを計算し、設定した仮定 (assumption) の適切な根拠を開発するためには、市場への情報開示による精査 (the scrutiny of market disclosure) に耐えうるような、堅牢かつ監査可能なプロセスが必要となります。

最終的に複合マージンモデルが選択された場合には、マージンの較正及び事後の解放のために、現在の情報を、契約開始時に設定された保険料、若しくは各期に更新されたその他の価値に関連づける必要が生じます。この情報によって、価格設定に関して保険者が当初に設定した仮定の正当性が把握できるかもしれません。

測定モデル — 短期契約に関する簡易アプローチ

ED では、保険カバー期間が 12 ヶ月以下で組込デリバティブを含まない全ての契約について簡易手法 (shortcut method) を用いることを求めています。このような契約について、簡易手法は、保険事故発生前負債 (pre-claims liability) (保険事故が発生したと推測される時点以前に計上されるもの) と保険事故発生後負債 (post-claims liability) (保険事故が既に発生したと推測された時点以後に計上されるもの) について、異なる測定アプローチを要求しています。

保険事故発生前負債の当初測定は、契約から生ずると期待される保険料 (通常これらは全て前払いされる) の現在価値から、直接的に当該契約に帰属可能で、且つ増分費用としての新契約費 (これも通常はすべて前払いされる) を差し引いたものとして計算されます。この負債はその後、時間の経過に伴い (即ち、定額ベースで) 解放され収益計上されます。なお、保険事故の発生パターンが直接的に時間の経過と相関しない (例えば天候関連の保険事故など) 場合には、そのような状況を反映するように解放のパターンを調整しなければ

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 8

ばならないとされています。

保険事故発生後負債は、常に3つのビルディング・ブロックを用いて測定する必要があり、簡易アプローチを用いることを求められる保険者は、保険事故発生前負債が解放されるにしたがって保険事故発生後負債を計上することになります。

当初の保険事故発生前負債が、上述のように収益を通じて解放されることで、この手法に基づく利益パターンは、ビルディング・ブロック+残余マージンに基づく保険負債測定のための中心的モデル (core model) と整合することになります。(簡易アプローチ及び測定のための中心的モデルの)いずれの場合でも、残余マージンとして負債計上された保険利益 (residual margin profit) は12か月又はそれ未満の保険カバー期間全体にわたって収益認識され、代わってこの保険事故発生後負債が保険カバー期間の終了時点で、財務諸表上で認識されることとなります。

EDでは、全ての保険契約負債は(この短期契約に関する簡易アプローチに基づく保険事故発生前負債も含め)、IAS21に基づく貨幣性項目 (monetary items) として扱われることを明らかにされました。

デロイトの見解

簡易アプローチは、未経過保険料方式として知られる既存の実務を、増分新契約費を控除したネット・ベースで応用したものです。このアプローチは、EDにおいて適用が強制されるものであり、短期間の保険カバーという定期特性と条件の単純さ(組込デリバティブを伴わない)という条件を備えたすべての契約に厳格に適用されることとなります。

簡易アプローチの適用が強制されている契約にのみ、その方式が用いられていることを確認するため、未経過保険料方式が利用されている現在の実務を分析することが必要になるでしょう。

保険事故発生前負債が貨幣性項目として処理されることにより、IFRSにおける現行のミスマッチは解消されます。

EDでは、保険者に対し、予想される保険事故の周期性 (seasonality) を反映するような形で、保険事故発生前負債の解放、即ち当該負債の収益計上を求めています。この収益認識に対するアプローチは、多くの保険者(特に財物異常災害再保険者)にとっては馴染みのあるものですが、これを目新しく感じる保険者もいるかもしれません。

EDは、この簡易アプローチは、ビルディング・ブロックに基づく主要モデルに対するショートカット(簡易版)として開発されたものであり、保険契約に関して用いられる会計アプローチに対する代替的な基盤となるものではないとしています。

保険契約の境界

今回のEDによって、IASBの枠組みにおける資産と負債の定義との調和(reconciliation)

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 9

という、厄介な概念上の問題が解決されました。多数の長期保険契約について、契約の権利及び義務を個別に分析すると、保険金の支払い義務は無条件であり、その全額を負債として認識しなければならないのに対して、契約者から将来の保険料を受領する権利は、その権利が執行可能である限りにおいてのみ、資産として認識できることとなります。こうした分析からは、長期保険契約の基本的な経済構造を正確に表現していない、大きな負債が創り出されることになってしまいます。

ED はこうした分析の代わりに、権利と義務の「束」(bundle) としての契約に注目するアプローチを採用しました。提案されているアプローチでは、契約者が持っている契約解除又は更新のオプションを会計処理するメリットに注目しました。結論は、こうしたオプションは契約と不可分なものであり、測定モデルは、こうしたオプションが第1のビルディング・ブロックの測定に与える影響を織り込まなければならない、というものでした。その測定は、今回の ED が保険契約の境界として定義する期限の中で行うこととなります。この契約の境界は、保険者が、契約者に対して保険カバーの提供を解約若しくは拒絶できるようになる時点又は保険者が「契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力を持ち、その結果として、そのリスクを完全に反映するような価格を設定できるようになる」時点のいずれかを意味しています。

個々の権利及び義務に注目するのではなく、契約単位（若しくは「束」）で考えるこのロジックは、保険契約の経済的な実体を捕捉するものです。IASB 及び FASB は、これと同じロジックを、顧客対価 (customer consideration) の配分を規制する収益認識の会計基準にも適用することを決めました。

デロイトの見解

保険契約の境界という概念は、多くの者にとって、不確定なキャッシュ・フローを伴う契約を会計処理するための画期的なアプローチです。このアプローチでは、契約の境界内で発生する将来保険料が持つ経済的ベネフィットのみが測定に含まれていることを確認するため、全ての保険数理学的モデルが慎重に評価される必要があります。

この概念を、IFRS 収益モデル全般に拡大適用すれば、上述の評価は、販売される他の非保険サービス（資産管理サービスなど）にとっても関係のあるものになるものと思われます。

契約ベースのアプローチにはもう一つ重要な意味合いがあり、今回の ED では、会計報告日における権利及び義務の「束」を、単一の勘定残高によって表示することを求めています。このアプローチは、ビルディング・ブロック・アプローチの柱となるアイデアである、将来のキャッシュフローを（イン・フローとアウト・フローの）正味で見積もることとよく結びついています。この原則の結果により、長期平準払い保険契約 (long term

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 10

regular premium contract) では、保険料の正味期待価値が将来の給付金の正味期待価値を超えるような最初の数期においては、この測定結果を保険契約資産として表示することが可能となりました。

有配当性

ED において導入された契約ベースのモデルにより、IASB はもう一つの非常に困難な概念上のハードルをクリアすることができました。すなわち、有配当性の会計処理です。

保険者が、契約者に対して、保証された給付を超えて相当額の追加給付を受領するオプションを提供する例は頻繁に見られます。こうした追加的な給付は、保険者が自己の裁量ベースで決定しています。しかし、この裁量性は、常に、次のうちの一つから得られる参照金額によって制約を受けています。

- (i) 特定の保険契約プール若しくは特定の保険契約タイプの運用パフォーマンス。
- (ii) 保険者が保有する特定の資産プールに帰属する実現／未実現の含み投資リターン。
- (iii) 契約を発行した会社、分離されたファンド又はその他の事業体の損益。

この「制約された裁量」という枠組みは、IFRS4 フェーズ I の発表の時点では、大きな困難をもたらしました。IFRS4 フェーズ I の段階では、IASB は、有配当性を負債として処理するか資本要素として処理するか、またはこの二つのカテゴリーに分割するかを保険者が自由に決定することを認めることにより、この問題を解決しました。

ED ではこの問題について、この有配当性は契約の他の条項と相互に依存関係があり、従って、この要素は契約の不可分な要素として処理すべきであることから、保険者が契約者に対して支払うであろう配当額は将来キャッシュ・フローの見積りに含めるべきであると提案することで、この問題を決着しました。このアプローチのもとでは、保険者は、基本的な変数の将来のパフォーマンスについての見積りに加えて、保険契約に従って保証された給付金に上乗せして支払うものと合理的に見込まれる額の程度 (the extent of the award) についても見積もることが必要となります。

又、今回の ED は、有配当性が、保険契約及び保険リスクを移転しない金融商品の双方に組み込まれていることも認めています。処理の一貫性を確保するために、保険契約と共通の参照事項を用いる (use a common reference to insurance contracts)、(例えば同一のプールのパフォーマンスを共有する等の) 有配当性を備えたすべての金融商品は、IAS39 ではなく、保険契約に関する ED の対象となります。この範囲に関する決定は、IFRS4 フェーズ I で用いられていたアプローチと整合するものです。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 11

FASB は、裁量性ある有配当性を持つ金融商品については、US GAAP に基づくアプローチを踏襲し、一般の金融商品に関する会計モデルを適用することを決定しました。金融商品会計モデルには、将来的な契約者配当を含めることに対する制限が存在するため、結果として IFRS4 フェーズ II のモデルと差異が生じてくる可能性があります。

有配当性保険及び投資契約に関する重要な特徴としては、他に次のようなものがあります。

- 資産ベースの割引率を用いる必要がある。
- 有配当性の金融商品に組み込まれた解約・更新オプションにも、契約の境界の概念が適用される。この場合の契約の境界は、契約者が、契約時に設定された追加的給付をそれ以降受領することができなくなる時点に設定される。
- 有配当性ファンドが参加するファンドの中で管理される資産の価値を反映するような基準に基づいて、有配当性の金融商品に係る残余マーヅンを収益認識することが必要となる。

FASB が、有配当性ある金融商品について範囲の例外を設けることを避けたことで、これらの負債に関しては、償却コスト方式をとる可能性が残りました。金融商品の会計基準には契約の境界という概念がないため、二つの基準のいずれかを用いるかによって大きな差異が生じる可能性があります。特に、契約における拋出条件において、投資家が、将来の有配当性給付を受ける権利を拡大するために、契約に対して定期的な払込みを行うことが認められている場合です。

デロイトの見解

有配当性契約の会計処理に対するソリューションは、IFRS4 フェーズ I であれば相当に異なる実務が認められていたであろう分野に適用される会計処理といえます。負債又は資本若しくはその両者への分割という区分オプションは、現行の IFRS のもとで IFRS に準拠した報告を行う保険者に広く見ることができます。

処理の一貫性を実現する一方で、ED におけるこうしたアプローチは、新基準への移行日に発生する実務上の最大の難点の一つをもたらしています。新たなアプローチでは、保険会社の貸借対照表上で保有されている有配当性ファンドから得られる剰余金 (surplus) (一部の法域では「相続財産」と呼ばれている) を、契約者及び株主への予想配当の観点から、分析することが必要になります。剰余金を契約者に配分すれば保険契約負債の一部となり、株主に配分すれば保険者の資本へのフローとなります。

一部の有配当性ファンドが、その長い歴史 (一部は 19 世紀に遡る) ゆえに巨額の剰余金を保有していることを考えれば、保険者はできるだけ早い機会に新基準で要請されている内容についての分析を開始し、新会計基準への移行及びその後の会計処理がもたらす結果を深く理解し、同時に IFRS4 フェーズ I の段階で有配当性剰余金をすべて負債とすること

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 12

を選択していた場合には、株主が得る可能性のある「棚ぼた」配当を管理する必要があります。

定義と範囲

2004年に遡るIFRS4 フェーズ I では、IFRS の下でも、その基準の適用対象外となって、各国における従来と同じ会計実務に拠ることが出来る、という利便の対象とされる取り引きのタイプは何かということが、投資家に明示されるような、保険契約に関する利用しやすい定義を導入することに焦点が当てられていました。

定義の公表以降、IFRS に準拠して報告を行う会社のあいだで、この定義は有効に機能していると認められたため、今回の ED においては、以前から存在している原則を明確化し、IFRS4 フェーズ I の定義を既存の実務と整合させるために、定義に限定的な修正を加えるだけに留まりました。

第一の修正は、保険リスクの重要性に関するテストを行うために、現在価値を用いるという要請を導入することです。この現在価値を用いる実務は既に、保険事故が契約者の生存であるような保険契約には適用されています。生存の際に支払われる給付金と他の場合に支払われる給付金（たとえば保険解約返戻金）と比較することは、生存日に支払われる給付金の現在価値を用いることによるのみ可能だからです。

第二の修正は、保険リスクの重要性テストに関して考慮されるシナリオは、経済的実態を持つものとするという要請について、更なるガイダンスを加えたことです。新たなガイダンスでは、シナリオが経済的実態を有するためには、契約から得られるすべてのキャッシュ・インフローを考慮しても、なお、保険者に損失をもたらす可能性がなければならぬとされています。

これらの修正はいずれも、「US GAAP が IFRS における契約の定義を採用する」という FASB との間での合意を得やすくするために追加されたものです。

今回の ED には、基準の適用範囲の点でこの他にもふたつの重要な変更が含まれています。

1. 金融保証契約

これらの契約は常に保険契約の定義に充足しています。ただし IFRS4 フェーズ I には、金融保証契約については、IAS39 に基づいて会計処理することを容認する、適用除外規定が含まれていました。ED ではこの例外措置を廃止し、発行済みの金融保証契約は全て保険契約として会計処理されることとなります。ED には保険契約者の会計処理を扱っておらず（保険者によって購入された再保険を例外とする）、これらの金融保証契約の保有者は、従来と同様の会計処理を行う必要があります。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 13

2. 固定手数料サービス契約（保守契約やロードサービスなど）

これらの契約は、IFRS4 フェーズ I では、その適用範囲に含まれていました。IASB と FASB は、新たな収益の会計基準が、これらのサービス債務を主たる内容とする契約に含まれる保険リスクも扱えるようになると思われることから、これらの契約を IFRS4 フェーズ II の基準の適用範囲から外すよう求めることを決定しました。

アンバンドリング

IFRS4 フェーズ I の開発時には、アンバンドリングの問題がおおいに議論されました。妥協の結果、相当に制約の多い指針が残りました。即ち、保険者が預金要素を別個に測定できる場合に限り、且つ、その会社の会計方針が、預金要素から生じる全ての権利及び義務を認識することを特に求めている場合に限って、アンバンドリングが必要であるとされていました。実際には、これらの条件が充たされることは稀であり、IFRS4 フェーズ I のもとでの強制的なアンバンドリングは極めてまれにしか見られませんでした。

IASB と FASB は、今回の ED ではもっと広範なアンバンドリングの枠組みを盛り込むことに合意しました。バンドルされた要素間に重要な相互依存性がないことをベースとしたアンバンドリングに関する当初の指針は、今回の ED の最終的な表現では、保険カバーと「密接に関連していない」場合には、常にその要素をアンバンドルすることを求めるアプローチに置き換えられました。

「密接に関連」しているという表現に加えて、アンバンドリングが義務づけられる三つの具体例が添えられています。これらの例では、保険契約にバンドルされる可能性のある三つの具体的な要素が挙げられています。

- (a) 特定の基準を充たす勘定残高を反映する投資要素。
- (b) IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」に従って、ホスト契約から切り離される組込デリバティブ。
- (c) 財及びサービスに関する契約条件で、保険カバーと密接に関連していないが、商業的実態がないという理由により、契約上その保険カバーを含んだ契約に結合されているもの。

ED は、上記(a)に基づく預金要素のアンバンドリングは、「裸の (naked)」預金要素に関してのみ義務づけられることを明確化しています。当該預金要素に関連する全ての料金及び課金は、依然として、バンドルされている契約の保険要素若しくは別の要素に属するものとして処理されます（アンバンドリングが必要とされる場合もあれば、そうでない場合もある）。

今回の ED で、組込解約オプション (embedded surrender option) について、何故通常はそれらがホストの保険契約から分離されないのかという理由について、有益な説明が与えられました。ED の説明によれば、解約オプションは通常は契約全体の解除を決定するも

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 14

のであるという事実から、解約オプションは他のすべての要素と相互依存しており、したがって保険カバーと密接に関連しているということです。

デロイトの見解

生命保険事業にとっては重要な意味があり、個々の商品ベースでキャッシュフローを検討する必要が出てくるでしょう。アンバンドリングの原則は、依然として保険契約の定義の枠内で運用されていますので、各要素の特性の最終的な決定は、個々の契約ベースで行う必要があると思われます。生命保険事業にとっての意味としては、「貯蓄性」商品及びユニバーサル生命保険タイプの商品のアカウント・バリューを如何に区分経理するかから、保証商品に組込まれたデリバティブの分割 (bifurcation) など多岐にわたっています。

表示

保険契約の測定アプローチを開発することの他に、今回の ED では「要約マージン」アプローチ('summarised margin' approach)に基づいて、保険契約を包括損益計算書上でどのように表示すべきかという点についても規定しています。

包括損益計算書の表示は重要であるため、ED は回答者に対して、この問題に関する独自の情報提供を呼びかけています。包括損益計算書上には、少なくとも次の五つの表示科目 (line items) が含まれることになります。

●引受マージン

この行 (line) には、保険カバー期間にわたって解放される残余マージンから得られる収益と、保険者がリスクから解放されるのに合わせて減額されるリスク調整負債の減少に合わせて保険者が認識する収益が含まれます。ED では、報告日における期待価値の再評価に伴うリスク調整負債の変動も、この行に含めることを求めています。複合マージン・モデルでは、この行には、収益に対して解放された複合マージンが記載されることになります。

●当初認識における損益

この行では、ビルディング・ブロック・モデルにより負数の残余マージンが生じた場合、当該マイナス差額は初日損失としてこの行で表示されます。また、再保険の購入に伴って認識される (再保険資産が、再保険料を上回る場合、当該) 超過額は初日の利得として (下記参照) この行で開示されます。

●(特定の引受契約に帰属する) 増分費用以外の新契約費

●実績調整及び見積りの変更

この行には、キャッシュ・フローの期待値と実績値の差、将来キャッシュ・フローの再評価から生ずる差額並びに貨幣の時間価値を会計処理する際に用いる割引率の変更 (の影響額) が記載されます。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

●保険契約負債に対する利息費用

この行では、保険契約負債の現在価値の割り戻しに伴う利息費用を開示します。可能であれば、(この利息費用の原資である) 保険契約負債を担保する資産の運用収益も併せて開示することが望ましい開示方法とされています。

未経過保険料負債 (unearned premium liability) の解放による収益を、支払備金 (claim liability) 関連費用と別個に表示するために、簡易手法を用いる場合には、別個に行が加えられます。

こうした表示アプローチを用いる目的は、包括損益計算書上に、収益認識の基本となるビルディング・ブロック・モデルの主要要素を表示することです。

デロイトの見解

要約マージン・アプローチは、現在の IFRS や、契約によるキャッシュ・フローの流入を収益として、キャッシュ・フローの流出を費用として表示する「グロス・フロー」表示を用いる現在の会計実務から見れば、比較的に新しいものです。

「潜在価値」(embedded value) と呼ばれる補足的な報告では、生命保険業者の業績を表示するために類似の方法が用いられているとはいえ、このアプローチは、損害保険業者にとっては不慣れなものです。キャッシュ・フローとビルディング・ブロックに注目しているのは、IASB が財務諸表の利用者に対して行った調査を反映したもので、この調査で利用者は、投資判断においては保険事業に特有な側面/固有な動き (particular dimension) を特にモニターする必要があると示唆していました。

IFRS の新たな要求を達成させるためには、総勘定元帳等帳簿体系とその基楚となっている会計システムに変更を加える必要があります。このシステム対応を保険者による実施計画のフェーズの後半に委ねてしまうと、要求されるデータを捕捉するために必要なプロセスを実施することが困難になる可能性があります。

今回の ED で要求されている行のそれぞれについて、各表示項目について追加的に要請されている事項については、独立した行に記載する、又は脚注の形で開示することも可能です。

開示

新たに見直された情報開示の原則は、財務諸表の利用者が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額・時期・不確実性を理解しやすくすることを狙っています。今回の ED で規定された原則では、企業は以下の点についての質的・量的な情報を開示するものとされています。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 16

- 保険契約から発生し、財務諸表で認識された金額
- それらの契約から生じるリスクの性質及び程度

また ED では、情報開示に関して集約が認められる上限は、IFRS8 で定義されている事業セグメントであるとされています。更に ED は、開示された情報は、特定の数値を財務諸表の表示科目に対して調整 (reconcile) するために十分なものでなければならないとしています。

IFRS4 フェーズ I での要求とは異なり、ED では、これらの情報開示のフォーマットについてかなり細かく規定しています。たとえば、ED は、現行の IFRS に比べて、保険契約の簿価の変動を説明する期首残高から期末残高までの調整に含まれる個々の表示科目について、より詳細に説明しています。この調整表 (table) は、各ビルディング・ブロックの構成要素のそれぞれの変動が、利用者に明確に示されるような構造を持つ必要があります。

ED は、保険者が測定モデルにおいて用いた仮定の設定プロセス (assumption setting process) に関する開示要求を拡大し、且つ厳格化しています。特に ED は、リスク調整に、資本コスト又は条件付テール期待値技法が使用されている場合、これらの手法で見積もられたリスク調整に対応する信頼水準を示すことを要求しており、リスク調整の算定に使用した特定の技法及び対応する仮定と、その他のリスク調整技法及び仮定との調整 (reconcile) が可能となるような情報の開示を導入しています。

今回の ED でも、保険事故発生後負債 (post-claim liabilities) / 支払備金のクレーム・デベロップメントについて、当初の 5 年分から段階的に最大 10 年分に拡大するという要求を維持しています。クレーム・デベロップメントの開示対象期間を最大 10 年分まで段階的に拡大していくという対応 (移行時の救済措置) は、2005 年以来この情報開示要求に従って開示し、従って、2000 年を起点とするクレーム・デベロップメントの開示が可能な IFRS に準拠した報告を既に行っている企業には適用はありません。

デロイトの見解

ED における情報開示の要求は、IFRS4 フェーズ I でのそれから大きく変更されてはいません。とはいえ、従来、国内レベルの GAAP で求められてきたものに比べ、より充実したレベルでの情報開示を求めています。さらに、以前から IFRS7 で求められてきた情報開示の一部が今回の ED に盛り込まれています。

こうした情報開示のレベルの上昇は、保険者に、データの収集及び管理の方法の見直しを求めるものと思われます。

保険者は、財務報告に関する現行のシステムの適応能力及び財務報告に係る内部統制の適切性について改めて評価を行う必要があります。

ユニットリンク契約

ED は、公正価値オプションに基づく測定を許容する科目のリストを、ユニットリンク契約を担保するファンドに保有されている場合の自社株及び保険者自らが占有する不動産にまで拡張しました。

これらは IAS32 及び IAS16 にそれぞれ定められている IFRS の一般原則に対する例外であり、IFRS4 フェーズ I の規制の枠組みのもとで生まれた会計上のミスマッチを解消するものです。特に注目されるのは自社株に関する例外措置で、通常の場合であれば資産として認識されないものです（資本からの控除として会計処理されます）。しかし、自社株が、ユニットリンク・ファンドの一部として保有されている場合には、保険者には、これらを資産として取扱い、更には純損益を通じて公正価値で評価することにより、当該評価に基づく評価益又は評価損を会計上認識し得るというオプションが与えられます。

ED では、米国及びカナダの GAAP で一般的に用いられている「シングルライン」アプローチ（'single line' approach）に焦点を当てたユニットリンクの表示要件を導入しました。このアプローチの要件に従えば、ユニットリンク契約を担保するすべての資産を、貸借対照表上の単一行に一括して表示します。同様の処理は、包括損益計算書にも適用され、単一の利益又は費用の行が必要とされます。

デロイトの見解

これらの規定は、ユニットリンク型の保険及び金融商品の双方に適用されます。

IFRS4 フェーズ I の実施によって判明した会計上のミスマッチのうち、今回の ED によっても解決されていない唯一の分野は、発行者の子会社に投資されたユニットリンク・ファンドから生じる不整合です。このケースでは、連結資産及び負債に対して公正価値オプションが適用されます。ただし、内部で発生したのれんについては、今後も IFRS のもとで認識が禁じられている資産となるため、公正価値オプションは適用されません。

再保険

今回の ED の範囲内で契約者の会計処理が対象とされているのは、購入された再保険のみです。

全般的なアプローチは、保険契約について記載されているものと同じで、3 ビルディング・ブロック・アプローチが用いられています。ただし、以下に記載するような別個の分析が必要とされる 3 つの特別な要求事項があります。

1. 出再者（引き受けた保険リスクに対する保険を購入する保険者）は、自ら購入した再保険契約から得られる効果（benefits）を、再保険の対象とされた保険リスク及びキャッシュ

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 18

キャッシュ・フローを参照して測定します。ここで、出再リスク調整は、再保険を掛けたリスクの関数 (function) であり、出再者が再保険の対象としたキャッシュ・フロー部分のリスクが大きければ大きいほど、再保険資産の簿価も大きくなります。

2. 出再者が再保険契約に対して、再保険契約を購入した結果として財務諸表上で認識する資産よりも小さい金額を支払う場合には、そのポジティブな差額は、即時に収益として認識します。差額がネガティブな場合には、当該差額は、出再者の残余マージン（若しくは出再者の保険事故発生前負債）を表すものであり、再保険契約のカバー期間にわたって、損益計算を通じて償却されます。

3. ビルディング・ブロック・モデルのもとで必要とされる測定に加えて、出再者は、再保険者の不履行によって生じる期待損失に対する引当金を含めなければなりません。

デロイトの見解

再保険資産の減損を測定するために、期待損失モデルを適用するという要件は、IFRS4 フェーズ I からの変更であり、多くの国における GAAP に基づく現行のアプローチとも顕著に異なっています。これは、金融資産に係る減損モデルについて現在提案されている変更に対応するものです。

経過措置及び発効日

今回の ED では、新 IFRS の発効日を必ずしも明らかにしていません。発効日は、暫定的には 2013 年 1 月 1 日とされていますが、決定は、IASB が今回の ED 及び IFRS9 の要求事項による複合的な影響の評価を完了してからになると思われます。IASB は、この二つの基準の動きは平行なものとなることを表明しています。

新たな会計制度が採択される場合、保険者は、以下のような一連の調整を通じて、保険契約負債を再評価しなければなりません。

●増分費用以外の新契約費の繰延額等、若しくは、保険事業及びポートフォリオの取得により認識された無形資産等の全ての保険無形資産を、期首の利益剰余金を相手として償却する。

●ビルディング・ブロック・アプローチを用いて、保有する保険契約すべてを再評価する。この再評価によって生ずるポジティブ若しくはネガティブな差額は、全て期首の利益剰余金に取り込む必要がある。この経過措置の適用において、残余マージン負債は認識されない。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。 19

デロイトの見解

新たな会計制度への移行にあたって、ビルディング・ブロックにより捕捉されない剰余金はすべて、期首の利益剰余金に賦課されます。

適切なリスク調整を見積もることが、移行に際して最も重要な作業になると思われます。というのも、この作業は、移行日の時点で保有している契約から生じる将来の会計上の利益の本源的源泉を測定するものとなるからです。FASB は、このリスク調整負債を、代替的なモデルに基づく期首の複合マージンを表すものと見なすことを決定しています。

有配当性保険契約・投資契約の再評価は、前述のように大きな「相続財産」が存在する可能性があるため、さらに複雑なものになる可能性があります。

IFRS4 フェーズ I における経過規定と同様に、今回 ED は、金融資産の再指定によって新 IFRS 採択に伴う会計上のミスマッチが軽減出来ることを条件として、金融資産を損益のカテゴリーを通じて公正価値評価する公正価値オプションを認めています。このオプションが選択された場合、それは、IAS8 「会計方針の変更」に基づく会計方針の変更に相当し、遡及的に適用する必要があります。他の測定カテゴリーへの再指定は認められていません。

経過規定は、従来から IFRS に準拠した報告を行って来た企業にも、新規の IFRS 採用企業（初度適用企業）にも同じように適用されます。

結論

今回提案された保険契約に関する会計基準は、保険会社が自らの保険契約負債を測定し、報告し又そのパフォーマンスを評価する方法を根本的に変えてしまうだろうと言っても、決して言い過ぎではないでしょう。保険の定義から負債の測定、財務諸表における測定結果の表示および開示に至るまで、保険会計のあらゆる側面が徹底的に見直されています。

ほぼ全ての保険会社が、財務諸表、情報システム、リスク管理プログラム、そして恐らくは商品設計においても、相当な量の変更を体験することになるでしょう。こうした変更が実施される場合、株主・契約者・アナリストも含め、これら変更されるプロセスに携わるすべてのステイクホルダーに、その変更を周知させる必要があります。また、IFRS に基づく利益及び準備金と、ソルベンシー計算や納税のために計算される利益及び準備金との関係も、所要のシステム及びデータの潜在的な相違、更には、税務キャッシュ・フローにおける潜在的な相違を考慮しつつ、さらに検討する必要があります。

とはいえ、最終的な結果としては、保険会社の間での一貫性、比較可能性並びに透明性が実現され、業界全体が、資本市場に対して従来以上に明快なアクセスを確保するという利益を得られることが期待されます。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。